

調整給付金（不足額給付分）の

お知らせ



長岡市
NAGAOKA City



●「調整給付金（不足額給付分）」とは

調整給付金とは、「定額減税」を十分に受けることができない人がもらえるお金です。

「定額減税」とは、物の値上がりによって困っている人を助けるために、2024年6月から始まった国の取り組みです。

所得税3万円分と住民税1万円分を合わせて、4万円分の税金が免除されます。

しかし、そもそも所得税が3万円より少ない人や、住民税が1万円より少ない人は、4万円分の税金すべてを免除することができません。

つまり、2024年分の所得税が3万円より少ない人や、2024年度の住民税が1万円より少ない人は、「定額減税」を十分に受けることができない人です。

不足額給付分とは、2024年分の税金の金額が決まって、2024年に受け取った調整給付金が少なかった人が、追加でもらえるお金のことです。

●お金をもらえる人

①と②のどちらかにあてはまる人で、2024年に受け取った調整給付金が少なかった人が、このお金をもらえます。

① 所得税から免除できる税金の金額が、2024年分の所得税の金額よりも大きい人

② 住民税から免除できる税金の金額が、2024年度の住民税所得割の金額よりも大きい人

ただし、所得が1,805万円より多い人は、このお金をもらえません。

※所得税と住民税の所得割の金額が、どちらも0円の人は、このお金をもらえません。

※手続きをする前に、対象の人が死亡した場合は、お金をもらえません。

「振り込め詐欺<嘘の電話でお金を振り込ませること>」や

「個人情報の詐取<嘘をついて名前や電話番号、住所などを聞くこと>」に気をつけてください！

家や職場に、新潟県や長岡市の職員と嘘をついて、怪しい電話がかかってきたときや、

怪しい手紙が届いたときは、長岡市役所や、近くの警察署が警察に相談するための

電話番号（#9110）に連絡してください。



●もらえる金額

ひとりひとり **一人一人、もらえる金額が違います。**

もらえる金額は、「確認書」に書いてあります。

●手続きの方法

「確認書」を書いて、必要な書類と一緒に、長岡市に郵便で送ってください。

提出期限：2025年10月31日(金曜日)（この日までに郵便局に出してください。）

※「確認書」に書いてあることが間違っていた場合は、「確認書」を書き直した後もう一度送ってください。この場合も、2025年10月31日(金曜日)までに送ってください。

※オンラインで手続きをする場合は、2025年10月31日(金曜日)までに手続きをしてください。

お金をもらえる日：長岡市が「確認書」をもらった日からだいたい4週間後

注意：「確認書」に書いてあることが間違っていると、お金をもらえません。

「記入例」をよく見て、間違いがないように書いてください。

※「確認書」を書き終わったら、コピーや写真をとっておくことをおすすめします。

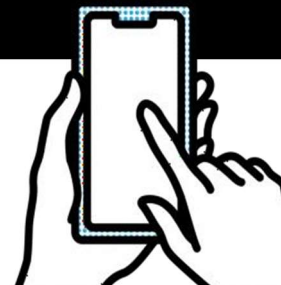
→「確認書」を送った後でも、もらえる金額や、お金が振り込まれる口座を確認することができます。

スマートフォンやパソコンからも、手続きをすることができます！

「確認書」に書いてある二次元コードを読み込むと、スマートフォンやパソコンからも手続きをすることができます。

！ **オンラインで手続きをする場合は、「確認書」は送らなくてもいいです。**

※オンラインで手続きするときには、通信料がかかることがあります。



【問い合わせ】

・**長岡市給付金専用コールセンター**

電話：0258-39-2347 受付：午前8時30分から午後5時15分まで（平日）

・**長岡市国際交流センター「地球広場」**

電話：0258-39-2714 受付：午前9時から午後5時まで（毎日）

調整給付金は、一人一人、もらえる金額が違います。

そのため、金額の計算方法などの問い合わせには、答えることができません。



◀くわしくは
こちらを見てください。

英語・中国語・やさしい日本語のチラシを見たい人は、上の二次元コードから長岡市のホームページを見てください。

For multilingual information (in Chinese, English, and easy Japanese), you can check the Nagaoka City website on the right.

如果您想查看外语资料，请扫描此二维码访问长冈市官方网站。